

新	旧	備考
<p>貿易一般保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p>	<p>貿易一般保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001 沿革 <u>平成26年9月24日</u> 一部改正</p>	
<p>第1章～第2章 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p>	
<p>第3章 損失額及びてん補責任額 第5条～第7条 (略)</p>	<p>第3章 損失額及びてん補責任額 第5条～第7条 (略)</p>	
<p>(免責)</p> <p>第8条 日本貿易保険は、第21条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被保険者等の故意又は重大な過失により生じた損失 二 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失(共同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失を含む。) 三 輸出契約等に関して保険契約者又は被保険者による法令(外国の法令を含む。)違反があった場合において生じた損失 四 第11条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失 五 <u>保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、日本貿易保険が別に定める基準を満たさない輸出契約等について、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00060)に規定する日本貿易保険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合において生じた損失(ただし、日本貿易保険が手続細則で定める保険契約の訂正を承認した場合は、当該承認日以後に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由による損失を除く。)</u> 	<p>(免責)</p> <p>第8条 日本貿易保険は、第21条第3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被保険者等の故意又は重大な過失により生じた損失 二 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失(共同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失を含む。) 三 輸出契約等に関して保険契約者又は被保険者による法令(外国の法令を含む。)違反があった場合において生じた損失 四 第11条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失 	
<p>(保険金不払、保険金返還)</p> <p>第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若</p>	<p>(保険金不払、保険金返還)</p> <p>第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若</p>	

新	旧	備考
<p>しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が生じたとき</p> <p>二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき</p> <p>三 輸出契約等が無効であったとき</p> <p>四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p><u>五 被保険者等が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p>	<p>しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が生じたとき</p> <p>二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき</p> <p>三 輸出契約等が無効であったとき</p> <p>四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p>	
<p>（保険契約の解除）</p> <p>第10条 日本貿易保険は、第21条第2項、第22条第4項及び第6項並びに第23条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、保険契約者又は被保険者の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p><u>四 被保険者等が、反社会的勢力等による経営の支配若しくは実</u></p>	<p>（保険契約の解除）</p> <p>第10条 日本貿易保険は、第21条第2項、第22条第4項及び第6項並びに第23条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、保険契約者又は被保険者の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p>	

新	旧	備考
<p><u>質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>	
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>	
<p>第4章～第6章 (略)</p>	<p>第4章～第6章 (略)</p>	
<p>第7章 債権の回収 (保険代位)</p> <p>第32条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第25条の規定に基づき、保険契約者又は被保険者が回収に係る権利行使等の相手方に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息(保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。)に係る権利を、以下の割合で取得する(以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」という。)</p> <p>一 第3条第1号のてん補危険による損失の場合 (支払保険金額－第6条第1号において控除される費用の額×第7条第2項第1号イ又はロに定める割合) / (第5条の損失額－第6条第1号において控除される費用の額+第6条第5号の額)</p> <p>二 第3条第2号又は第4号のてん補危険による損失の場合 (支払保険金額－第6条第1号において控除される費用の額×この証券記載の付保率) / (第5条の損失額－第6条第1号において控除される費用の額)</p> <p>三 第3条第3号のてん補危険による損失の場合 (支払保険金額) / (第5条の損失額)</p>	<p>第7章 債権の回収 (保険代位)</p> <p>第32条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第25条の規定に基づき、保険契約者又は被保険者が回収に係る権利行使等の相手方に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息(保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。)に係る権利を、以下の割合で取得する(以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」という。)</p> <p>一 第3条第1号のてん補危険による損失の場合 (支払保険金額－第6条第1号において控除される費用の額×第7条第2項第1号イ又はロに定める割合) / (第5条の損失額－第6条第1号において控除される費用の額+第6条第5号の額)</p> <p>二 第3条第2号又は第4号のてん補危険による損失の場合 (支払保険金額－第6条第1号において控除される費用の額×この証券記載の付保率) / (第5条の損失額－第6条第1号において控除される費用の額)</p> <p>三 第3条第3号のてん補危険による損失の場合 (支払保険金額×<u>第7条第2項第3号に定める割合</u>) / (第5条の損失額)</p>	
<p>第33条 (略)</p>	<p>第33条 (略)</p>	
<p>(回収に関する義務)</p> <p>第34条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5</p>	<p>(回収に関する義務)</p> <p>第34条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5</p>	

新	旧	備考
<p>項に基づき、次の各号のいずれか全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するために必要な協力（日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代位を輸出契約等の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗するために必要な<u>手続</u>を行うことを含む。）</p> <p>四 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p>	<p>項に基づき、次の各号のいずれか全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するために必要な協力（日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代位を輸出契約等の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗するために必要な<u>手続き</u>を行うことを含む。）</p> <p>四 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p>	
第35条 ～ 第39条 (略)	第35条 ～ 第39条 (略)	
第8章 (略)	第8章 (略)	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p>		